

## 能代産業廃棄物処理センターの液状廃棄物入りドラム缶の掘削除去を求める意見書

能代市は、平成25年に能代産業廃棄物処理センターに係る特定支障除去等事業実施計画書（平成25年3月変更）に対し、処分場調査の結果、埋立て処分できない廃棄物が確認された場合は早急に撤去していただきたいとする意見書を秋田県へ提出している。

平成30年11月6日に開催された第33回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会において、県からNo.5、No.6処分場ボーリング調査の再実施については、No.2処分場を片づけた後、協議会で改めて協議するとの回答であった。

しかし、令和4年度にドラム缶処理が完了した後の、令和5年8月4日に開催された第39回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会において、県からNo.6処分場はシートが敷設されており、保有水の貯留がある。ドラム缶が埋まつたままでも今のところ処分場外への影響はない。長期に監視をしながら処分場の維持管理を続けたいとの説明があった。

地元住民は、県が協議会での意見交換を経ずに方針を決めることに対し、不信感を募らせており、液状物入りドラム缶を残置することは、経年劣化による腐食で液状漏れをする可能性は否定できないばかりか、事業者が行った不適切処分、不法投棄を容認することを懸念している。住民の不安は限りなく大きく、次世代を継ぐ孫子の代まで負の遺産を残すことはできないと、処分場の掘削調査を改めて県に強く求めている。

能代市が提出した意見書にもあるように地元の環境不安解消のため、こうした意見、要望を尊重し、液状物入りドラム缶の掘削除去することの意義は、県が実施している環境汚染の未然防止を進めていく上でも大きいと思われる。

よって、下記の事項の実現を強く要望する。

### 記

- 1 地元住民が安全で安心して暮らせるよう、また、処分場の安定を図る恒久的環境対策を講ずるために、ボーリング調査で廃油等液状物入りドラム缶等の存在が確認されたNo.6処分場、及び油状物質の存在が確認されたNo.5処分場のボーリング調査を再実施し、ドラム缶分布状況を確認するとともに、不適切な埋立て廃棄物の掘削・撤去を早急かつ確実に実施すること。
- 2 能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費に、液状物入りドラム缶等不適切な

埋立て廃棄物の掘削・撤去が完了するまでの間、継続的な財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

能代市議会議長

秋田県知事宛